人を想い、場を創る。
okamura

第85回　定時株主総会
招集ご通知

書面又はインターネットによる議決権行使期限
2020年6月25日(木曜日) 午後5時20分まで

日時　2020年6月26日(金曜日)
午前10時

場所　横浜市西区北幸一丁目11番3号
ホテル横浜キャメロットジャパン
5階「ジュビリー」

＜新型コロナウイルス感染症への対応について＞

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「緊急事態宣言」が発令され、感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。

株主の皆様におかれましては、このような状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場は極力お控えいただくようお願い申し上げます。

ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

株主総会当日までの感染拡大状況や政府等発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.okamura.co.jp/)より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

目次

■ 第85回　定時株主総会招集ご通知　2
■ 議決権行使方法についてのご案内　5
■ 株主総会参考書類　7
　第1号議案　剰余金の配当の件
　第2号議案　定款一部変更の件
　第3号議案　取締役10名選任の件
　第4号議案　監査役2名選任の件
　第5号議案　補欠監査役2名選任の件
[添付書類]
■ 事業報告　23
■ 連結計算書類　49
■ 計算書類　52
■ 監査報告書　55

株式会社オカムラ
(証券コード7994)

豊かな発想と確かな品質で、人が集う環境づくりを通して、社会に貢献する。



代表取締役 中村雅行

株主の皆様におかれましては、日頃より当社への格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

株式会社オカムラは、創業以来、お客様のニーズを的確にとらえたクオリティの高い製品とサービスを社会に提供することに努めてまいりました。2018年4月の社名変更を機に、「豊かな発想と確かな品質で、人が集う環境づくりを通して、社会に貢献する。」をオカムラのミッションとし、企業価値のさらなる向上に努めております。

持続可能な社会の実現が求められる新たな価値観の中で、企業が持続的に成長するためには、ESGを中心に捉えた事業活動が重要であると考えております。オカムラのミッションを実現していくために、「人が集う場の創造」「従業員の働きがいの追求」「地球環境への取り組み」「責任ある企業活動」の4つを取り組むべきテーマとして掲げ、それぞれについて重点課題を定め、活動を推進しております。

「労働人口の継続的な減少」「働き方改革の普及」「デジタル技術の進展」など社会環境が変化する中、5年後の目標を設定し、それを達成するための2021年3月期を初年度とする中期経営計画を策定いたしました。

社会や市場のニーズの変化を先取りした製品・サービスの開発や新たな事業モデルの構築を促進・実現するとともに、これまでのオペレーションの仕組みをこれからの変化に対応しうるものとするために構造変革を進めてまいります。

これからも、社会に貢献するとともに持続的な企業価値の向上に努め、信頼されるリーディングカンパニーを目指します。

皆様には、今後も一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

株主各位

証券コード7994
2020年6月4日

横浜市西区北幸二丁目7番18号
株式会社オカムラ
代表取締役　**中村 雅行**

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様、および困難な状況におられる皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「緊急事態宣言」が発令されるなど、感染拡大防止のため政府や都道県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場は極力お控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2020年6月25日（木曜日）午後5時20分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時　**2020年6月26日（金曜日）午前10時**

2 場　　所　横浜市西区北幸一丁目11番3号
ホテル横浜キャメロットジャパン 5階「ジュビリー」
※本年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がありえます。また、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。詳細はP.4の**〈株主様へのお願い〉**をご確認くださいますようお願い申し上げます。

招集ご通知 P2
株主総会参考書類 P7
事業報告 P23
連結計算書類 P49
計算書類 P52
監査報告書 P55

3 目的事項　　**報告事項**　1. 第85期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第85期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項　**第1号議案　剰余金の配当の件**
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役10名選任の件
第4号議案　監査役2名選任の件
第5号議案　補欠監査役2名選任の件

4 招集にあたっての決定事項

議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令および定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.okamura.co.jp/)に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表　②計算書類の個別注記表

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

◎なお、株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト(https://www.okamura.co.jp/)に掲載いたします。

◎本定時株主総会招集ご通知および添付書類ならびにその英語訳は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。

〈株主様へのお願い〉

・株主総会当日までの感染拡大状況や政府等発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.okamura.co.jp/)より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

・感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、ホテル横浜キャメロットジャパンが使用制限の対象になる等、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合がありえます。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.okamura.co.jp/)に掲載します。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社のHPを必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけ、インターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。

・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。

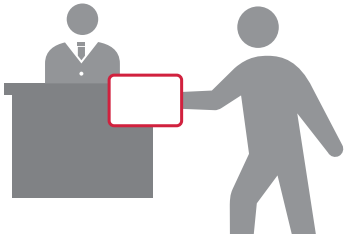
・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。

・株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。
議決権の行使方法は、以下の方法がございます。
後記の株主総会参考書類（5～18頁）をご参照のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、
会場受付にご提出ください。
また、本招集ご通知をご持参くださいますよう
お願い申し上げます。

できるだけ当日のご出席はお控えください。

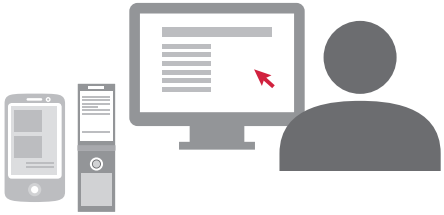
事前に議決権を行使される場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に
議案に関する賛否をご表示のうえ、
2020年6月25日（木曜日）午後5時20分までに
到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使



議決権行使ウェブサイトにアクセスして、
2020年6月25日（木曜日）午後5時20分までに
ご行使ください。

行使のお手続きは次頁をご参照ください。

当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権の行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）をご利用いただくことによってのみ可能です。（毎日午前2時から午前5時までは取り扱い休止となります。また、株主様のインターネット環境によっては、ご利用できない場合もございます。）

QRコードを読み取る方法

⚠ 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

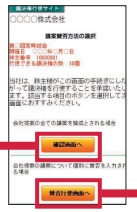
QRコードを読み取る方法による議決権行使は、**1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力は不要です。**

1 QRコードを読み取る

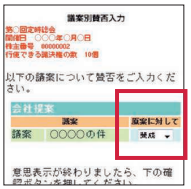


※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 議決権行使方法を選ぶ



3 各議案の賛否を選択

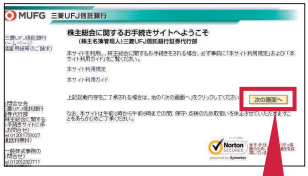


画面の案内にしたがって行使完了です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

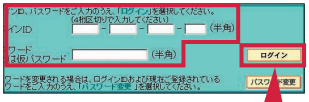
議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



「ログイン」をクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部　電話／0120-173-027（通話料無料）受付時間／午前9時から午後9時まで

招集ご通知 P2
株主総会参考書類 P7
事業報告 P23
連結計算書類 P49
計算書類 P52
監査報告書 P55

第1号議案　剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。

利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開および内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、年間配当金は既に実施させていただいた中間配当金（1株につき金16円）とあわせて1株につき金32円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

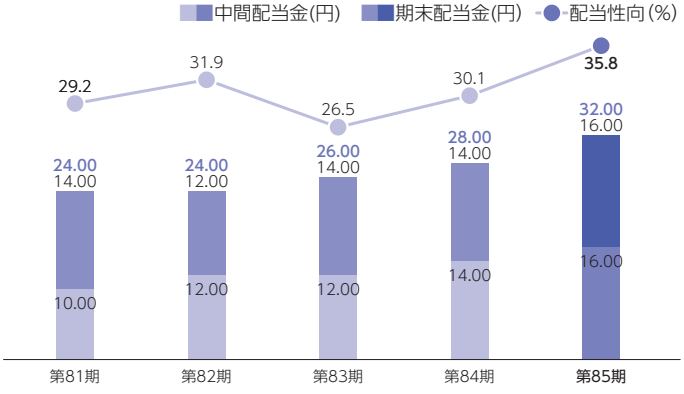
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円　総額 1,765,182,576円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

1株当たり配当金・連結配当性向の推移



第2号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社連結子会社である(株)オカムラ物流の吸収合併に伴い、現行定款第2条（目的）に定める事業目的の追加を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更定款案
第1章　総則	第1章　総則
（目的）	（目的）
第2条　本会社は次の事業を営むことを目的とする。	第2条　（現行どおり）
1.～12.　（省略）	1.～12.　（現行どおり）
（新設）	13.　倉庫業
13.　前記各号に付帯する一切の業務	14.　前記各号に付帯する一切の業務

第3号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	中村（なかむら）　雅行（まさゆき）	再任	代表取締役 社長執行役員	100%（12/12回）
2	菊池（きくち）　繁治（しげじ）	再任	取締役 専務執行役員	100%（12/12回）
3	土志田（としだ）　貞一（ていいち）	再任	取締役 専務執行役員	100%（12/12回）
4	山本（やまもと）　文雄（ふみお）	再任	取締役 専務執行役員	100%（12/12回）
5	山木（やまき）　健一（けんいち）	再任	取締役 常務執行役員	100%（12/12回）
6	福田（ふくだ）　栄（さかえ）	再任	取締役 執行役員	100%（9/9回）
7	塚本（つかもと）　光太郎（こうたろう）	再任 社外	取締役	67%（6/9回）
8	浅野（あさの）　広視（ひろみ）	再任 社外 独立	取締役	100%（12/12回）
9	伊藤（いとう）　裕慶（ひろよし）	再任 社外 独立	取締役	100%（12/12回）
10	狩野（かの）　麻里（まり）	新任 社外 独立		—

候補者番号 1

中村 雅行（なかむら まさゆき） 1951年3月19日生

再任

所有する当社株式の数 85,640株　**取締役会への出席状況** 100%（12/12回）

略歴、当社における地位、担当

1973年 4月 当社入社
1996年 6月 当社取締役
2001年 6月 当社常務取締役
2007年 6月 当社専務取締役
2012年 6月 当社代表取締役社長
2019年 6月 当社代表取締役社長執行役員（現）

取締役候補者とした理由

1973年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、1996年に取締役に就任してから、企画本部長、生産本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 2

菊池 繁治（きくち しげじ） 1955年3月21日生

再任

所有する当社株式の数 24,400株　**取締役会への出席状況** 100%（12/12回）

略歴、当社における地位、担当

1977年 4月 当社入社
2000年 2月 当社営業本部九州中国支社福岡支店長
2003年 4月 当社営業本部東京西支社新宿支店長
2005年 6月 当社営業本部首都圏西支社長
2008年 4月 当社オフィス営業本部首都圏東支社長
2009年 6月 当社取締役
2012年 6月 当社常務取締役
2015年 4月 当社オフィス営業本部首都圏営業本部長
2016年 6月 当社専務取締役
2016年 6月 当社オフィス営業本部長（現）
2019年 6月 当社取締役専務執行役員（現）

取締役候補者とした理由

1977年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、2009年に取締役に就任してから、首都圏東支社長、首都圏営業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 3

土志田 貞一（とした ていいち） 1951年5月8日生

再任

所有する当社株式の数 37,700株　**取締役会への出席状況** 100%（12/12回）

略歴、当社における地位、担当

1975年 4月 当社入社
1991年 3月 当社生産本部第四事業部長
1994年10月 当社管理本部情報システム部長
2001年 6月 当社企画本部経営企画部長
2006年 6月 当社取締役
2006年 6月 当社企画本部長
2013年 6月 当社常務取締役
2018年 6月 当社専務取締役
2019年 6月 当社取締役専務執行役員（現）
2019年 6月 当社コーポレート担当（現）

取締役候補者とした理由

1975年の入社以来、主に生産・情報システム・経営企画関連事業に従事し、2006年に取締役に就任してから、企画本部長、コーポレート担当を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 4

山本 文雄（やまもと ふみお） 1951年2月21日生

再任

所有する当社株式の数 30,800株　**取締役会への出席状況** 100%（12/12回）

略歴、当社における地位、担当

1977年10月 当社入社
1998年 3月 当社商環境事業本部商環境総合研究所長
2000年 7月 当社商環境事業本部マーケティング部長
2008年 6月 当社取締役
2008年 7月 当社商環境事業本部マーケティング本部長
2014年 6月 当社商環境事業本部長（現）
2016年 6月 当社常務取締役
2019年 6月 当社取締役専務執行役員（現）

取締役候補者とした理由

1977年の入社以来、主に商環境関連事業に従事し、2008年に取締役に就任してから、商環境マーケティング本部長、商環境事業本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 5

山木 健一（やまき けんいち） 1957年2月20日生

再任

所有する当社株式の数 23,700株　**取締役会への出席状況** 100%（12/12回）

略歴、当社における地位、担当

1980年	4月	当社入社
1998年	3月	当社生産本部第二事業部富士事業所 製造管理部長
2000年	5月	当社生産本部第二事業部富士事業所 ストア機器製造部長
2001年	6月	当社企画本部情報システム部長
2005年	2月	当社生産本部第一事業部つくば事業所長
2006年	1月	当社生産本部第一事業部追浜事業所長
2012年	6月	当社取締役
2012年	6月	当社生産本部長（現）
2018年	6月	当社常務取締役
2019年	6月	当社取締役常務執行役員（現）

取締役候補者とした理由

1980年の入社以来、主に生産、情報システム関連事業に従事し、2012年に取締役に就任してから、生産本部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 6

福田 栄（ふくだ さかえ） 1965年9月21日生

再任

所有する当社株式の数 3,800株　**取締役会への出席状況** 100%（9/9回）

略歴、当社における地位、担当

1990年	4月	㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行
2017年	5月	㈱三菱東京UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行） 丸の内支社長
2019年	5月	当社入社、顧問
2019年	6月	当社取締役執行役員（現）
2019年	6月	当社コーポレート担当（現）

取締役候補者とした理由

1990年㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行、2017年㈱三菱東京UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行）丸の内支社長、2019年当社入社後同年取締役に就任し、コーポレート担当を務めるなど銀行における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、その職務を適切に執行し、取締役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 7

塚本 光太郎（つかもと こうたろう） 1962年5月26日生

再任 社外

所有する当社株式の数 0株　**取締役会への出席状況** 67%（6/9回）

略歴、当社における地位、担当

1985年 4月 三菱商事㈱入社
2010年 1月 同社鉄鋼製品本部鉄鋼製品事業ユニットマネージャー
2013年 4月 同社鉄鋼製品本部メタルワン事業部長
2014年 4月 ㈱メタルワン経営企画部長
2016年 4月 三菱商事㈱執行役員
2017年 4月 同社執行役員鉄鋼製品本部長
2018年 4月 同社執行役員金属資源本部長兼MDP事業部長
2019年 4月 同社常務執行役員総合素材グループCEO（現）
2019年 6月 当社取締役（現）

重要な兼職の状況

三菱商事㈱常務執行役員総合素材グループCEO
㈱メタルワン取締役（非常勤）

社外取締役候補者とした理由

三菱商事㈱の常務執行役員を務め、世界各地に事業を展開する商社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見をもとに、実践的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、社外取締役の候補者といたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

(1) 塚本光太郎氏は、社外取締役候補者であります。
(2) 同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
(3) 当社は、社外取締役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 8

浅野 広視（あさの ひろみ）

1950年12月13日生

再任　社外　独立

所有する当社株式の数　5,600株　　**取締役会への出席状況**　100%（12/12回）

略歴、当社における地位、担当

1973年 4月　住友海上火災保険㈱（現三井住友海上火災保険㈱）入社
2001年 6月　同社取締役執行役員統合推進室長
2001年10月　三井住友海上火災保険㈱取締役執行役員経営企画部長
2004年 4月　同社常務取締役常務執行役員
2005年 4月　同社取締役常務執行役員
2006年 4月　同社取締役専務執行役員
2006年10月　同社取締役専務執行役員商品本部長
2008年 4月　同社取締役専務執行役員兼三井住友海上グループホールディングス㈱取締役
2009年 4月　同社取締役副社長執行役員兼三井住友海上グループホールディングス㈱取締役
2010年 4月　同社副社長執行役員東京企業第二本部長兼東京企業第二本部損害サポート・イノベーション本部長
2011年 4月　同社特別顧問
2011年 6月　社団法人日本損害保険協会専務理事
2014年 7月　MS&ADビジネスサポート㈱代表取締役社長
2016年 6月　当社取締役（現）

社外取締役候補者とした理由

三井住友海上火災保険㈱の常務執行役員、副社長執行役員を務め、世界各地に事業を展開する保険会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見をもとに、実践的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、社外取締役の候補者といたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

(1) 浅野広視氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
(2) 同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。
(3) 当社は、社外取締役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 9 **伊藤 裕慶**（いとう ひろよし） 1951年3月12日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数 2,800株 **取締役会への出席状況** 100%（12/12回）

略歴、当社における地位、担当

1973年 4月 三菱地所㈱入社
1999年 4月 同社丸の内開発事業部ソフト事業推進室長
2002年 4月 同社企画本部広報部長
2003年 4月 同社執行役員企画管理本部広報部長
2005年 4月 同社執行役員ビル事業本部ビル開発企画部長
2005年 6月 同社常務執行役員ビル事業本部副本部長兼ビル開発企画部長
2007年 6月 同社取締役常務執行役員
2009年 4月 同社取締役専務執行役員
2009年 6月 同社代表取締役専務執行役員
2013年 4月 三菱地所リアルエステートサービス㈱代表取締役社長
2017年 6月 当社取締役（現）

重要な兼職の状況

㈱キーストーン・パートナース社外監査役

社外取締役候補者とした理由

三菱地所㈱の代表取締役専務執行役員、三菱地所リアルエステートサービス㈱の代表取締役社長を務め、全国的に事業を展開する不動産会社の経営を通じて培った豊富な経験と幅広い知見をもとに、実践的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、社外取締役の候補者といたしました。

その他社外取締役候補者に関する事項

(1) 伊藤裕慶氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
(2) 同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって、3年となります。
(3) 当社は、社外取締役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

候補者番号 10 **狩野 麻里**（かのまり） 1960年5月27日生

新任 社外 独立

所有する当社株式の数 0株

略歴、当社における地位、担当

1984年 4月 ㈱三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）入行
2012年 9月 ㈱三菱東京UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行）ミラノ支店長
2014年10月 三菱UFJニコス㈱入社、営業本部営業企画部部長
2019年 4月 昭和女子大学国際交流センター長（現）
2019年10月 同大学総合教育センター特命教授（現）

重要な兼職の状況

昭和女子大学国際交流センター長兼総合教育センター特命教授

社外取締役候補者とした理由

㈱三菱東京UFJ銀行（現㈱三菱UFJ銀行）のミラノ支店長、昭和女子大学の国際交流センター長兼総合教育センター特命教授を務めるなど、銀行での豊富な経験と大学における人材育成等を通じて培った幅広い知見を有し、グローバルで実践的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていただくため、社外取締役の候補者としました。

その他社外取締役候補者に関する事項

(1) 狩野麻里氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ることを予定しております。
(2) 当社は、社外取締役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の選任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を締結する予定であります。

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案　監査役2名選任の件

監査役鈴木祐一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また監査役荒谷克典氏は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者永井則幸氏は、監査役荒谷克典氏の補欠としての選任をお願いするものでありますので、その任期は当社定款第34条第2項の定めにより、辞任される監査役荒谷克典氏の残任期間と同一となります。

また、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1　**永井 則幸**（ながい のりゆき）　1957年8月22日生　　新任

所有する当社株式の数　0株

略歴、当社における地位

1981年 4月　当社入社
2003年10月　当社営業本部首都圏東支社新橋支店長
2005年 6月　当社営業本部関西支社大阪支店長
2012年 1月　当社オフィス営業本部西日本支社福岡支店長
2015年 1月　当社オフィス営業本部ラボラトリー営業部長
2015年 4月　当社オフィス営業本部企画調査部長（現）

監査役候補者とした理由

1981年の入社以来、主にオフィス環境関連事業に従事し、企画調査部長を務めるなど、当社における豊富な経験と経営管理を的確・公正に遂行する知識・経験を有しています。高い知見と幅広い視野を備え、職務執行を適切に監督し、監査役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 2 **鈴木 祐一**（すずき ゆういち） 1946年9月21日生

再任 社外 独立

所有する当社株式の数 22,500株　取締役会への出席状況 58%（7/12回）　監査役会への出席状況 58%（7/12回）

略歴、当社における地位

1976年 4月 東京地方検察庁検事
1983年 4月 弁護士登録（現）
1985年 4月 東京経済法律事務所（現八重洲総合法律事務所）開設（現）
2004年 6月 当社監査役（現）

重要な兼職の状況

㈱ぎょうせい社外監査役、ロックペイント㈱社外取締役

社外監査役候補者とした理由

東京地方検察庁検事、八重洲総合法律事務所の弁護士として、専門知識と豊富な経験、幅広い知見をもとに、企業法務に精通されており、これらを当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役の候補者といたしました。

その他社外監査役候補者に関する事項

(1) 鈴木祐一氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりますが、本議案が承認された場合、改めて同氏を独立役員として届け出ることを予定しております。
(2) 同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって16年となります。
(3) 同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記社外監査役候補者とした理由に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
(4) 同氏は、ロックペイント株式会社の社外取締役でありますが、2020年6月25日付で退任する予定であります。
(5) 当社は、社外監査役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏の再任が承認された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を継続する予定であります。

(注) 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案　補欠監査役2名選任の件

2019年6月27日開催の第84回定時株主総会において補欠監査役に選任された林睦雄および内田晴康の両氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなります。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、候補者林睦雄氏は社外監査役以外の監査役の補欠として、候補者内田晴康氏は社外監査役の補欠として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1　**林 睦雄**（はやし むつお）　1940年1月8日生

所有する当社株式の数　0株

略歴、当社における地位

1962年	4月	住友海上火災保険㈱（現三井住友海上火災保険㈱）入社
1989年	6月	同社取締役
1997年	6月	同社取締役副社長
2003年	6月	三井住友海上火災保険㈱常任特別顧問
2003年	6月	当社取締役

補欠監査役候補者とした理由

住友海上火災保険㈱（現三井住友海上火災保険㈱）の副社長、当社社外取締役を務め、経営管理を的確・公正に遂行する豊富な知識と経験を有しており、職務執行を適切に監督し、監査役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、候補者といたしました。

候補者番号 2

内田 晴康（うちだ はるみち） 1947年4月7日生

社外

所有する当社株式の数　0株

略歴、当社における地位

1973年 4月 弁護士登録（現）
1973年 4月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所
1980年10月 米国ニューヨーク州弁護士登録（現）
1981年 1月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）パートナー
2004年 4月 慶應義塾大学法科大学院教授
2007年 4月 同大学法科大学院講師
2012年 4月 一般社団法人日本経済団体連合会監事（現）
2018年 1月 内田法律事務所開設
2018年 4月 TMI総合法律事務所パートナー（現）

重要な兼職の状況

サントリー食品インターナショナル㈱社外取締役（監査等委員）

補欠の社外監査役候補者とした理由

弁護士として、専門知識と豊富な経験を有し、企業法務に精通されており、高い知見と幅広い視野をもとに、職務執行を適切に監督し、監査役としての役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、補欠の社外監査役の候補者といたしました。

その他補欠監査役候補者に関する事項

(1) 内田晴康氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏が監査役に就任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ることを予定しております。
(2) 同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記補欠の社外監査役候補者とした理由に記載のとおり、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
(3) 当社は、社外監査役との間で、定款の規定により、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の契約を締結しております。
同氏が監査役に就任された場合、当社は同氏と当該責任限定契約を締結する予定であります。

(注) 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

（ご参考）

社外役員独立性判断基準

株式会社オカムラ（以下「当社」という）は、当社における社外役員の独立性基準を以下のとおり定め、各社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の要件のいずれにも含まれないと判断される場合に、当該各社外役員が独立であるものとみなします。

1. 当社及びその連結子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行取締役及び使用人（以下「業務執行者」という）。また、最近3年間における業務執行者。

2. 当社の現在の大株主（注1）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。

3. ①当社の主要な取引先（注2）（販売先）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。
   ②当社の主要な取引先（注2）（仕入先）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。
   ③当社の主要な借入先（注3）又はその業務執行者。また、最近3年間においてこれらに該当する者。

4. 当社から過去3年平均で役員報酬以外に年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、又は法律専門家。

5. 当社から過去3年平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者又はその業務執行者。

6. 近親者（配偶者及び二親等内の親族をいう）が上記1から5までのいずれかに該当する者（但し、業務執行者については、重要な（注4）者に限る）。

7. その他、上記にて考慮されている事由以外の事由で、当社の一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者。

注1：「大株主」とは、当社株式に係る議決権を10%以上保有する株主をいう
注2：「主要な取引先」とは、当社の製品等の販売先又は仕入先であって、過去3事業年度における年間平均取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう
注3：「主要な借入先」とは、当社の借入金残高が直近事業年度末において、当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう
注4：「重要」とは役員・本部長・部長クラスの者をいう

以　上

1. 当社グループの現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度の国内経済は、雇用・所得環境は高水準を維持し、景気は緩やかながら拡大基調で推移したものの、外需の低迷などを背景に業況感の悪化が見られるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。また、年度末には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景況感は大幅に悪化し、先行きは極めて不透明な状況となっております。

このような状況のもと、当社グループは、特徴ある製品づくりやトータルソリューション提案による新しい市場創出、各事業分野でのシェア拡大と新規顧客開拓に努めるとともに、生産性向上やコストダウンを推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、過去最高を2期連続更新し、253,170百万円（前期比2.1%増）となりました。

損益面につきましては、営業利益は13,391百万円（前期比7.8%増）、経常利益は14,712百万円（前期比7.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は9,851百万円（前期比3.7%減）となり、営業利益、経常利益ともに過去最高となりました。

また、自己資本当期純利益率（ROE）は、7.5%（前期比0.5ポイント減）、総資産経常利益率（ROA）は、6.3%（前期比0.4ポイント増）、売上高営業利益率は、5.3%（前期比0.3ポイント増）となりました。

なお、セグメント別の業績は次ページ以降のとおりであります。

当連結会計年度より、従来「その他」に含まれていた「物流システム事業」について量的な重要性が増したため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

売上高

第84期(2019年3月期) 247,925百万円 → **第85期(2020年3月期) 253,170百万円**

前期比 2.1%増 ↗

営業利益

第84期(2019年3月期) 12,418百万円 → **第85期(2020年3月期) 13,391百万円**

前期比 7.8%増 ↗

経常利益

第84期(2019年3月期) 13,677百万円 → **第85期(2020年3月期) 14,712百万円**

前期比 7.6%増 ↗

親会社株主に帰属する当期純利益

第84期(2019年3月期) 10,234百万円 → **第85期(2020年3月期) 9,851百万円**

前期比 3.7%減 ↘

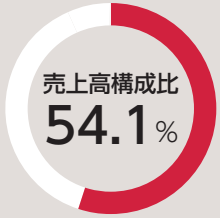
セグメント別概況

オフィス環境事業



売上高
137,074百万円

セグメント利益
9,734百万円



主要な事業内容（2020年3月31日現在）
オフィス家具、公共施設用家具、研究施設用家具、金庫・貸金庫、防水板、防犯設備、SOHO家具、移動間仕切、収納型間仕切などを製造し、一般企業をはじめ諸官庁、公共団体、学校、病院、金融機関、一般家庭へ販売するほか、据付・内装工事等も請負っております。

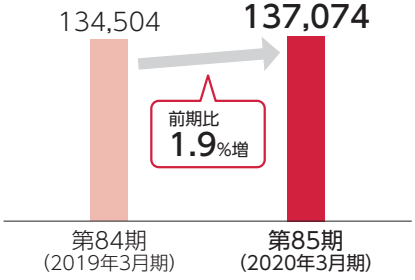
オフィス環境事業につきましては、大規模オフィスビルの安定的な供給を背景にオフィスの移転需要及びリニューアル需要は堅調に推移いたしました。また、働き方改革など新しいオフィスづくりへの動きは、業種・規模を問わず全国の幅広い企業層に拡がっております。このような状況のもと、新しい働き方や環境を実践・検証する実験オフィス「ラボオフィス」での実証結果や自社での働き方改革における様々な施策の実践により得られた知見を活かし、新しいオフィスづくりの提案を積極的に展開したことにより、売上高は、過去最高となりました。しかしながら、人件費の増加、物流コストの上昇等を吸収するには至らず、前連結会計年度に比べ、利益は減少いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、137,074百万円（前期比1.9%増）、セグメント利益は、9,734百万円（前期比5.4%減）となりました。

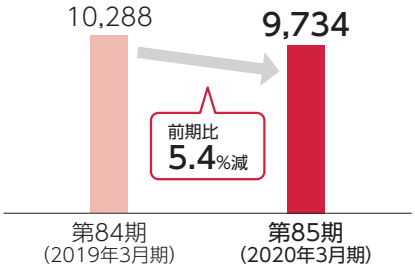

図書館


病院

売上高　（単位:百万円）



セグメント利益　（単位:百万円）



商環境事業



売上高
95,186百万円

セグメント利益
1,816百万円

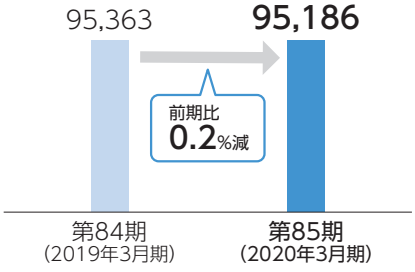
売上高構成比
37.6%

主要な事業内容（2020年3月31日現在）
店舗用商品陳列棚、冷凍冷蔵ショーケース、店舗カウンターなどを製造し、スーパーマーケット、コンビニエンスストアなどを対象に販売するほか、据付・内装工事・店舗保守サービス等も請負っております。

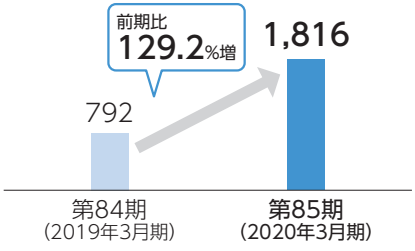
商環境事業につきましては、小売業を中心とした新規出店需要は減少傾向にあるものの、人手不足を背景とした省人・省力化関連の需要拡大と併せて、既存店舗の競争力向上を目指した改装投資は堅調に推移いたしました。このような状況のもと、店舗什器、カート機器、セキュリティ製品など総合力を活かしたトータル提案を強化するとともに、スライド棚やセルフレジに対応したカウンター等の製品を展開する等、省人・省力化の新しい需要の取り込みに努めたことにより、前連結会計年度に比べ、売上高は横ばい、利益は増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、95,186百万円（前期比0.2%減）、セグメント利益は、1,816百万円（前期比129.2%増）となりました。

売上高　（単位:百万円）



セグメント利益　（単位:百万円）




冷凍冷蔵ショーケース


店舗用商品陳列棚

物流システム事業



売上高
16,113百万円

セグメント利益
1,770百万円

売上高構成比
6.4%

主要な事業内容（2020年3月31日現在）
工場・倉庫用物品保管棚、物流自動機器・装置を製造販売するほか、据付・工事等も請負っております。

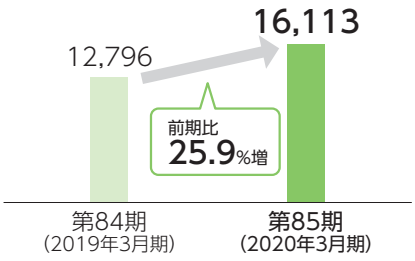
物流システム事業につきましては、人手不足を背景とした省人・省力化への要望は強く、また、卸・小売業のネット通販の拡大などにより、自動倉庫の需要は高水準に推移いたしました。このような状況のもと、優位性のある製品の強みを最大限に活かした積極的な提案活動を展開するとともに、エンジニアリング体制の強化にも努め、売上高の拡大と安定的な利益確保に向けて取り組んだことにより、前連結会計年度に比べ、売上高、利益ともに大幅に増加いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は、16,113百万円（前期比25.9%増）、セグメント利益は、1,770百万円（前期比64.1%増）となりました。

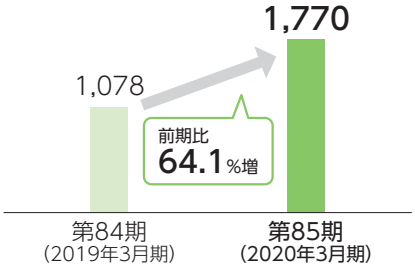


ロボットストレージシステム

売上高　（単位:百万円）



セグメント利益　（単位:百万円）



(2)設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は5,610百万円であります。その主なものは、当社富士事業所の新事務所棟建設であります。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、2019年6月に第15回無担保社債発行による5,000百万円の資金調達を行いました。

(4)対処すべき課題

今後の日本経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済の急激な収縮が見込まれますが、その収束の時期や影響の程度は見通せず、先行きは極めて不透明な状況となっております。

このような事業環境のなか、当社グループは、政府の方針等に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ、社会的責任を果たしてまいります。なお、新型コロナウイルス感染症拡大に関する当社グループの最新の対応方針については、当社ウェブサイト（URL https://www.okamura.co.jp/）に掲載しております。

当社グループは、持続可能な社会の実現が求められる新たな価値観の社会の中で、企業が持続的に成長するためには、ESGを中心に捉えた事業活動が重要であると考えております。オカムラのミッションを実現していくために、当社グループの事業と未来世代も含めた様々なステークホルダーの視点から、「人が集う場の創造」、「従業員の働きがいの追求」、「地球環境への取り組み」、「責任ある企業活動」の4つを取り組むべきテーマと掲げ、それぞれについて重点課題を定めて活動を推進しております。また、2021年3月期を初年度とする中期経営計画における基本方針を「新たな需要の創造、効率的な経営、グローバル化の推進により、継続的な成長とESGへの積極的な取り組みを通じて企業価値向上を図る」と定めました。これにより、ESGへの取り組みの一層の強化を図り、社会に貢献するとともに持続的な企業価値の向上を目指します。

●オフィス環境事業について

主力のオフィス環境事業につきましては、都心を中心とした大規模新築オフィスビルの供給は一時的に減少する見込みですが、オフィス空室率は低水準で推移しており、二次・三次移転を中心にオフィス需要は堅調に推移すると予想しております。また、働き方改革など新しいオフィスづくりへの動きは、業種・規模を問わず全国の幅広い企業層に拡がっております。このような状況のもと、他業界とのオープンイノベーションによる「未来のオフィス空間」の実証実験、新しい働き方や環境を

実践・検証する実験オフィス「ラボオフィス」での実証実験、自社での働き方改革における様々な施策の実践を推進してまいります。これらにより得られた知見をプラスすることにより、当社グループの強みであるトータルソリューション提案の強化を図ってまいります。また、オフィス周辺市場での優位性の確立、収益性の向上、人財育成の徹底・強化に取り組んでまいります。

●商環境事業について

商環境事業につきましては、小売業を中心とした新規出店需要は減少傾向にあるものの、人手不足を背景に省人・省力化への要望はますます強まると予想しております。このような状況のもと、お客様のニーズにマッチした製品の拡充を図り、店舗什器、冷凍冷蔵ショーケース、カート機器、セキュリティ製品など総合力を活かしたトータルソリューション提案を強化し、売上高の拡大を目指すとともに、業務標準化等によるコストの低減や販売価格の見直し等により収益性の改善に努めてまいります。

●物流システム事業について

物流システム事業につきましては、卸・小売業のネット通販の拡大などで、大型物流施設の需要は高水準に推移し、また、省人・省力化関連需要は拡大するものと見込んでおります。このような状況のもと、差別化製品の開発に積極的に取り組むとともに、エンジニアリング体制の一層の強化を図り、売上高の拡大と安定的な利益確保を目指してまいります。

●持続的な企業価値向上のために

生産性・効率性の向上につきましては、効果的な設備投資と継続的な改善活動により、生産性の向上、サプライチェーンの最適化を図ってまいります。併せて、全社にわたる働き方改革の実践と業務効率化への取り組みを一層強化し、競争力の向上に努めてまいります。

今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ビジネス環境

- 労働力人口の継続的減少
- 働き方・働く環境の多様化
- デジタル技術の進展による社会環境と価値観の変貌
- 新興国での高所得者層の拡大消費の高度化
- シェアリングエコノミーの進展
- サブスクリプション型・リカーリング型事業モデルの進展
- オープンイノベーションによる新規事業創出力の拡大

社会課題

- 世界人口の増加、国内人口の減少
- 超高齢社会
- 気候変動の緩和と適応
- 生物多様性の喪失と生態系の崩壊
- 資源枯渇
- 大規模な自然災害
- サイバー攻撃などのITリスク
- 世代間格差、地域格差の拡大

オカムラグループCSR重点課題4分野

1 人が集う場の創造

重点課題
- モノ・コトづくりのクオリティの追求
- 安全な製品・サービスの提供
- イノベーションの推進と新しい価値の創造

2 従業員の働きがいの追求

重点課題
- Work in Life（ワークインライフ）※の推進
- ダイバーシティの推進と公正な評価
- 自己成長できる職場環境の整備

※「ライフ（人生）には様々な要素があり、その中のひとつとしてワーク（仕事）がある」という考え方

人を想い、場を創る。
okamura

3 地球環境への取り組み

重点課題
- 気候変動への対応
- 資源の有効活用
- 製品ライフサイクルを通じた環境配慮型製品・サービスの提供

4 責任ある企業活動

重点課題
- 公正、透明、誠実な行動
- コーポレート・ガバナンスの強化
- 適正な情報開示とステークホルダーとの対話

中期経営計画

基本方針

新たな需要の創造、効率的な経営、グローバル化の推進により、継続的な成長とESGへの積極的な取組みを通じて企業価値向上を図る

2024年度目標　営業利益率 7%以上　ROE 10%

具体策　■ サプライチェーンの改革　■ デジタル技術の活用　■ 海外事業の強化

- オフィス環境事業
- 商環境事業
- 物流システム事業

開発 → 生産 → 販売 → 物流 → 施工 → アフターメンテナンス

ステークホルダーの皆様

お客様

販売店様

お取引先

株主・投資家

従業員とその家族

社会・行政

提供価値

ミッション

豊かな発想と確かな品質で、人が集う環境づくりを通して、社会に貢献する。

オカムラグループが目指す姿

私たちは、高品質な製品・サービスを提供し、新しい価値・市場・トレンドの創造に挑戦し続けることで信頼されるリーディングカンパニーを目指します。

SDGsへの貢献



オカムラグループは、持続可能な世界の実現に向け国連が定めた、2030年までの国際的な目標であるSDGsの理念に共感し、事業活動と社会貢献活動を通じて、目標達成に貢献します。

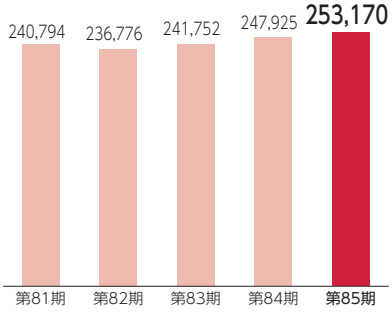
(5)財産及び損益の状況

❶当社グループの財産及び損益の状況（連結）

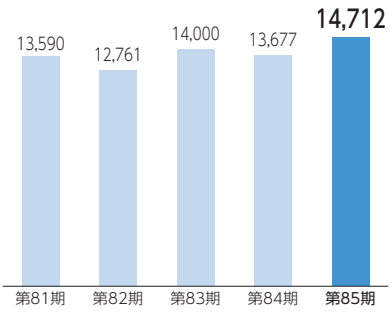
		第81期 2016年3月期	第82期 2017年3月期	第83期 2018年3月期	第84期 2019年3月期	**第85期 2020年3月期**
売上高	(百万円)	240,794	236,776	241,752	247,925	**253,170**
営業利益	(百万円)	12,960	11,815	13,142	12,418	**13,391**
経常利益	(百万円)	13,590	12,761	14,000	13,677	**14,712**
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	9,067	8,295	10,820	10,234	**9,851**
1株当たり当期純利益	(円)	82.31	75.30	98.23	92.92	**89.44**
総資産	(百万円)	214,945	216,216	233,110	229,276	**236,327**
純資産	(百万円)	108,491	114,249	125,585	130,403	**135,497**
1株当たり純資産	(円)	980.32	1,032.06	1,136.82	1,179.63	**1,219.18**
自己資本比率	(%)	50.2	52.6	53.7	56.7	**56.8**
自己資本利益率(ROE)	(%)	8.6	7.5	9.1	8.0	**7.5**

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年2月16日)等を第84期の期首から適用しており、第81期から第83期の各連結会計年度につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

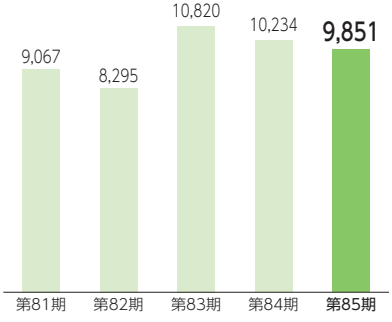
売上高　(単位:百万円)



経常利益　(単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益　(単位:百万円)



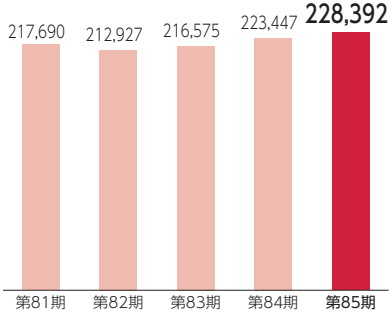
❷当社の財産及び損益の状況（単体）

		第81期 2016年3月期	第82期 2017年3月期	第83期 2018年3月期	第84期 2019年3月期	**第85期 2020年3月期**
売上高	(百万円)	217,690	212,927	216,575	223,447	**228,392**
営業利益	(百万円)	10,860	8,798	10,896	11,028	**11,755**
経常利益	(百万円)	11,803	10,480	13,708	12,874	**13,433**
当期純利益	(百万円)	7,764	7,227	11,290	9,851	**9,251**
1株当たり当期純利益	(円)	70.38	65.51	102.33	89.29	**83.85**
総資産	(百万円)	188,566	191,124	209,722	207,572	**213,312**
純資産	(百万円)	97,088	101,532	113,793	118,484	**122,451**
1株当たり純資産	(円)	880.00	920.30	1,031.43	1,073.96	**1,109.93**

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　2018年2月16日) 等を第84期の期首から適用しており、第81期から第83期の各事業年度につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

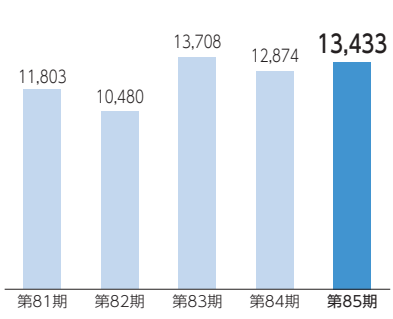
売上高

(単位:百万円)



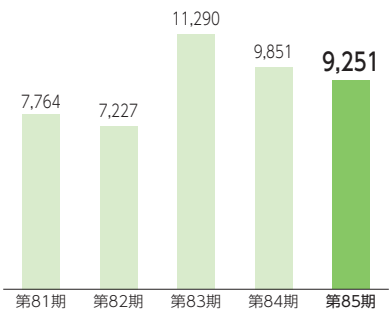
経常利益

(単位:百万円)



当期純利益

(単位:百万円)



(6)重要な親会社及び子会社の状況

❶親会社の状況

該当事項はありません。

❷重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社関西オカムラ	100 百万円	100.0 %	事務用家具の製造
株式会社オカムラ物流	90	100.0	貨物運送

(7)主要な営業所及び工場(2020年3月31日現在)

❶当社の主要な営業所及び工場

本店		(神奈川県横浜市)	
営業拠点	オフィス営業本部	東日本支社(宮城県仙台市) 中部支社(愛知県名古屋市) 西日本支社(福岡県福岡市)	首都圏営業本部(東京都港区) 関西支社(大阪府大阪市)
	商環境事業本部	東北営業部(宮城県仙台市) 東京東営業部(東京都千代田区) 中部営業部(愛知県名古屋市) 西日本営業部(福岡県福岡市)	関信越営業部(埼玉県さいたま市) 東京西営業部(東京都千代田区) 近畿営業部(大阪府大阪市)
	テレコム営業本部	(東京都千代田区)	
	ヘルスケア事業本部	(東京都千代田区)	
	物流システム事業本部	(東京都千代田区)	
	海外営業本部	(東京都港区)	
	パワートレーン営業部	(神奈川県横須賀市)	
製造拠点		追浜事業所(神奈川県横須賀市) つくば事業所(茨城県つくば市) 御殿場事業所(静岡県御殿場市) 鶴見事業所(神奈川県横浜市)	高畠事業所(山形県東置賜郡高畠町) 富士事業所(静岡県御殿場市) 中井工場(神奈川県足柄上郡中井町) パワートレーン事業部(神奈川県横須賀市)

❷当社子会社の主要な営業所及び工場

	会　社　名	所　在　地
営業拠点	奥卡姆拉(中国)有限公司	中国
	Okamura Salotto Hong Kong Limited	中国
	Siam Okamura International Co., Ltd.	タイ
製造拠点	株式会社関西オカムラ	大阪府東大阪市
	株式会社エヌエスオカムラ	岩手県釜石市
	株式会社山陽オカムラ	岡山県高梁市
	シーダー株式会社	神奈川県横浜市
	株式会社富士精工本社	石川県能美市
	杭州岡村伝動有限公司	中国
その他サービス拠点等	株式会社オカムラ物流	神奈川県横浜市
	株式会社オカムラサポートアンドサービス	東京都千代田区
	セック株式会社	東京都中央区

(8)従業員の状況(2020年3月31日現在)

❶当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
	名	増減(△)名
オフィス環境事業	3,065	118
商環境事業	1,395	28
物流システム事業	285	4
その他	161	△ 1
全社(共通)	239	9
合計	5,145	158

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

❷当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
名	増減(△)名
3,571	99

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9)当社の主要な借入先の状況(2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,200
株式会社横浜銀行	1,900
株式会社みずほ銀行	1,600

2. 会社の株式に関する事項(2020年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数　400,000,000株

(2)発行済株式の総数　112,391,530株
(自己株式　2,067,619株を含む)

(3)株主数　5,692名
(前事業年度末比　253名増)

(4)大株主(上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,349	9.38
三菱商事株式会社	6,300	5.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,223	5.64
オカムラグループ従業員持株会	5,967	5.41
明治安田生命保険相互会社	5,436	4.93
日本製鉄株式会社	5,313	4.82
株式会社三菱UFJ銀行	4,805	4.36
三井住友海上火災保険株式会社	4,236	3.84
オカムラ協力会持株会	3,755	3.40
株式会社横浜銀行	2,853	2.59

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式（2,067,619株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役(2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	中村　雅行	社長執行役員 ㈱関西オカムラ 代表取締役社長
取締役	菊池　繁治	専務執行役員 オフィス営業本部長
取締役	土志田 貞一	専務執行役員 コーポレート担当
取締役	山本　文雄	専務執行役員 商環境事業本部長
取締役	山木　健一	常務執行役員 生産本部長
取締役	福田　栄	執行役員 コーポレート担当
取締役	塚本 光太郎	三菱商事㈱ 常務執行役員総合素材グループCEO ㈱メタルワン取締役(非常勤)
取締役	浅野　広視	
取締役	伊藤　裕慶	㈱キーストーン・パートナース 社外監査役
監査役(常勤)	荒谷　克典	
監査役(常勤)	岩田　寿一	
監査役	鈴木　祐一	弁護士 ロックペイント㈱ 社外取締役 ㈱ぎょうせい 社外監査役
監査役	岸上　恵子	公認会計士

(注) 1. 取締役中村雅行氏は、2020年4月1日付で株式会社関西オカムラの代表取締役社長を退任し、同社の取締役に就任しております。
2. 取締役塚本光太郎、浅野広視及び伊藤裕慶の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役鈴木祐一及び岸上恵子の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役岸上恵子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役浅野広視、取締役伊藤裕慶、監査役鈴木祐一及び監査役岸上恵子の各氏につきましては、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
6. 2019年6月27日開催の第84回定時株主総会において、塚本光太郎及び福田栄の両氏が新たに取締役に、岸上恵子氏が新たに監査役にそれぞれ選任され、同日就任いたしました。
7. 2019年6月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、佐藤潔、田中格知、小熊誠次、金子肇、井上健、田尻誠、牧野博、酒徳真司、河野直木及び荒川和巳の各氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。
8. 2019年6月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、岩田寿一氏は、任期満了により取締役を退任し、新たに監査役に選任され、同日就任いたしました。
9. 2019年6月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、守分宣及び岩本繁の両氏は、任期満了により監査役を退任いたしました。
10. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては、上記のほか、後記「(3) 社外役員に関する事項」の記載もご参照ください。

(2)取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額
	名	百万円
取締役(社外取締役を除く)	16	273
社外取締役	4	27
監査役(社外監査役を除く)	3	43
社外監査役	3	17
計	26	362

(注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役11名(うち社外取締役1名)が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額42百万円を支給しております。
3. 2006年6月29日開催の第71回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額は年額5億円以内、監査役の報酬限度額は年額8千万円以内と決議いただいております。
ただし、報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 2019年3月に取締役会の諮問機関として任意の「指名委員会」及び「報酬委員会」を設置いたしました。取締役等の指名及び報酬等について、決定のプロセスの客観性及び透明性を確保し、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ります。

(3)社外役員に関する事項

❶重要な兼職の状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

イ　取締役　塚本　光太郎

同氏は、三菱商事株式会社常務執行役員総合素材グループCEOを兼務しております。同社は、当社株式の5.71%を保有する株主であります。

❷重要な兼職の状況（他の法人等の社外役員等を兼任している場合）及び当社と当該他の法人等との関係

イ　取締役　塚本　光太郎

同氏は、株式会社メタルワンの取締役（非常勤）であります。同社は、当社製品の販売等について当社の主要な取引先であります。

ロ　取締役　伊藤　裕慶

同氏は、株式会社キーストーン・パートナースの社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

ハ　監査役　鈴木　祐一

同氏は、ロックペイント株式会社の社外取締役及び株式会社ぎょうせいの社外監査役であります。なお、当社と当該他の法人のいずれとの間にも特別な関係はありません。

❸当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言状況
社外取締役	塚本光太郎	6回/9回 (67%)	—	社外取締役就任後に開催した取締役会9回中6回出席しております。出席した取締役会においては、社外取締役として審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。
	浅野　広視	12回/12回 (100%)	—	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回出席しております。出席した取締役会においては、社外取締役として審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。
	伊藤　裕慶	12回/12回 (100%)	—	当事業年度中に開催した取締役会12回中12回出席しております。出席した取締役会においては、社外取締役として審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外者の立場からコーポレートガバナンスに関する事項を中心とした発言を行っております。
社外監査役	鈴木　祐一	7回/12回 (58%)	7回/12回 (58%)	当事業年度中に開催した取締役会12回中7回出席しております。また、当事業年度中に開催した監査役会12回中7回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて弁護士としての専門的見地から当社コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を行っております。
	岸上　恵子	8回/9回 (89%)	9回/9回 (100%)	社外監査役就任後に開催した取締役会9回中8回出席しております。また、社外監査役就任後に開催した監査役会9回中9回出席しております。出席した取締役会及び監査役会においては、審議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

❹責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役の全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役ともに金10百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1)会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項 目	支払額
	百万円
❶当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務（監査証明業務）の対価についての報酬	65
❷当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況、監査計画の内容、報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

(3)会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、当社監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6.会社の体制及び方針

(1)業務の適正を確保するための体制

❶取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報（取締役会議事録・稟議書等）は、社内規則に則り適切に保存及び管理することとしております。

❷損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営戦略上のリスクのほか、財務、法務、災害、環境、品質、情報セキュリティ等の業務運営上に係る主要な各種リスクについては、すみやかに対応責任者となる取締役を定め、その指揮のもと、それぞれの担当部門にて、必要に応じ、規則・ガイドラインまたはマニュアルの制定等を行うこととしております。

❸取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期的に開催し迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うとともに、社外取締役を置くことにより、経営の透明性と健全性を確保しております。

また、経営の機動性と取締役会のモニタリング機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しており、執行権限及び執行責任の明確化を図り、執行機能については代表取締役の指揮命令のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築するとともに、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督を主な役割とすることとしております。

業務分掌規程及び職務権限規程により、各職位の職務及び権限を定め職務執行が適正かつ効率的に行われる体制としております。

❹取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令及び定款を遵守した行動をとるための指針を「行動規範」として定めております。また、チーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置し、全社横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

❺当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の「行動規範」を当社及び当社グループ共有のものとして定め、これを周知させ、また、当社及び当社グループの取締役及び使用人等に対し、法令遵守等に関する研修を行い、グループ企業一体となった遵法意識の醸成を図ることとしております。また、当社及び

当社グループの連結ベースでの中期経営計画を策定し、グループ全体での効率的な業務執行を図ることとしております。関係会社において、当社との協議が必要な事項と報告が必要な事項を、関係会社管理規程として定めるとともに、当社及び当社グループの業務執行状況及びリスク管理状況等に対する内部監査を行い、その結果を当社代表取締役等に報告することで、当社及び当社グループにおける業務の適正を確保しております。また、当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を設け、グループ横断的なコンプライアンスの徹底に努めることとしております。

❻監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、取締役は監査役と協議し適切に対応することとしております。

❼前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人の任命、評価、異動は、監査役の意見を尊重し、当該使用人は監査役の指示に適切に対応することとしております。

❽当該株式会社及びその子会社の取締役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社または当社グループの取締役及び使用人等は、当社または当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定内容、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実または重大な法令・定款違反の事実について、当社監査役または当該子会社における担当部署もしくは監査役に遅滞なく報告することとしております。当社または当社グループの取締役または使用人等からかかる事項の報告を受けた者は、当該報告の内容を当社監査役に遅滞なく報告することとしております。

監査部は、監査部が実施した内部監査の結果について、監査役に報告することとしております。

また、コンプライアンスに関する問題を適切に処理するため、グループ通報受付窓口を社内外に設置し、通報者に不利益が生じないようコンプライアンス・ヘルプライン制度規則に従い適切な措置を講ずることとしております。

❾その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を行うこととしております。

監査役は、「経営会議」等の重要な会議に出席する

ことができることとしております。

監査役は、会計監査人と緊密に連携し、随時情報交換を行うこととしております。

監査役が必要と認めたときは、実施すべき監査業務を監査部に対し要望することができることとしております。

監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けることとしております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

❶コンプライアンス

当社の「行動規範」をハンドブックの配付等により周知させ、違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

役員及び従業員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、入社時及び年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「コンプライアンス委員会」を年2回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

❷リスク管理体制

災害対策の強化を目的として、災害対応マニュアルを策定し、全従業員への配付と教育を実施しています。また、従業員の安否確認システムを構築し、災害発生時に有効に機能するよう、年2回の定期訓練を行っています。

情報セキュリティの一層の向上をめざし、「社内情報システム使用規則」において、情報端末の適正な使用

方法を規定するとともに、広報や教育を実施し、情報管理意識の向上を図っています。また、「個人情報管理委員会」を設置し、教育活動、現場の監査・指導を実施しています。

監査部は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社の業務監査及び会計監査を実施しており、その結果は、当社代表取締役、担当取締役及び当社監査役に報告されています。

❸取締役の職務執行

原則月1回の取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行っています。

「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規則に基づき、取締役会議事録、稟議書等の職務執行に係る情報を適切に保存及び管理しています。

❹グループ管理体制

「行動規範」を当社グループ共有のものとして定めており、ハンドブックの配付等により周知し「行動規範」に違反する行為を発見した場合の通報窓口として、コンプライアンス・ヘルプラインを社内外に設置しています。

当社グループでは、取締役及び使用人等に対し、役職員一人ひとりがコンプライアンス意識をもって行動するため、入社時及び年1回、コンプライアンス全般にかかわる研修を実施しています。

毎月開催される「経営会議」及び年2回開催される「関連会社社長会」にて、子会社の代表取締役から経営状況等が報告されるとともに、「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて、当社取締役会に報告されています。

当社のチーフ・コンプライアンス・オフィサーを委員長とした「グループ・コンプライアンス委員会」を年1回開催し、コンプライアンスに関する事項の検討や意見交換を行っています。

監査部は子会社に対し、原則年1回の定期監査を行うとともに、必要に応じて随時内部監査を行い、その結果を子会社の代表取締役及び担当取締役、ならびに当社の代表取締役及び監査役に報告しています。

❺監査役

監査役は、「監査役会規程」に基づき、原則月1回の監査役会を開催するとともに、取締役会や経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議への出席や、稟議書の閲覧等により、取締役の職務が適正に執行されているか監査しています。

また、代表取締役と定期的な意見交換を行い、会計監査人や監査部と連携し、監査の実効性確保に努めております。

(3)株式会社の支配に関する基本方針

❶基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転をともなう買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。そして、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

❷基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

イ　基本方針の実現に資する特別な取組みの具体的な内容の概要

当社は、「競争力の向上」、「国内事業基盤の強化」及び「グローバル化による市場拡大」の取組みを進めることにより、中長期の成長を目指した企業価値の向上に努めております。

また、当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任の所在を明確化するため、取締役の任期を1年としております。また、独立性を有する社外取締役を3名選任しております。さらに、監査役4名のうち、2名は独立性を有する社外監査役です。これら社外取締役と社外監査役が取締役会等に出席し、取締役及び執行役員の業務執行を十分に監視できる体制となっておりコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。

ロ　基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの具体的な内容の概要

当社は、2018年5月9日開催の当社取締役会決議及び同年6月28日付の第83期事業年度に係る株主総会決議において、上記基本方針に照らして

不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）として導入された、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、本プランの目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会または当社株主総会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当て等を実施します。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得にともなって買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。またこのほか、本プラン所定の要件を満たし、かつ、相当性を有する場合には、当社は法令及び当社定款の下でとりうる合理的な手段を講じることがあります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当て等の実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会を設置し、独立委員会規則に従い、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

なお、本プランの有効期間は、第83期事業年度に係る定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされているため、本プランは、第86期事業年度に係る定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

❸具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

コーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、上記②ロに記載のとおり、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、(i) 株主総会において株主の承認を得た上導入されたものであること、(ii) 一定の場合には本プランの発動の是非について株主の皆様の意思を確認する仕組みが設けられていること、(iii) 本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、(iv) 独立性を有する社外取締役等によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経ることが必要とされていること、(v) 独立委員会は当社の費用で専門家等の助言を受けることができるとされていること、(vi) 本プランの有効期間が3年間と定められた上、株主総会または取締役会により廃止できるとされていること、(vii) 当社取締役の任期は1年とされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益を確保することを目的としております。

(4)剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の重要政策のひとつとして位置付けております。利益配当政策につきましては、業績に応じた適正な利益配分を目指すとともに、財務状況、将来の事業展開及び内部留保などを総合的に勘案し、安定配当の維持にも努めてまいりたいと考えております。

このような方針のもと、当期の期末配当金につきましては、1株につき16円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金（1株につき16円）を加えた年間配当額は、1株につき32円となります。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	第85期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**124,801**
現金及び預金	32,594
受取手形及び売掛金	71,581
有価証券	510
商品及び製品	11,921
仕掛品	1,593
原材料及び貯蔵品	4,621
その他	2,007
貸倒引当金	△ 28
固定資産	**111,525**
有形固定資産	**58,097**
建物及び構築物	15,249
機械装置及び運搬具	11,414
土地	27,829
建設仮勘定	455
その他	3,148
無形固定資産	**3,762**
投資その他の資産	**49,664**
投資有価証券	41,555
退職給付に係る資産	765
敷金	5,111
繰延税金資産	1,095
その他	1,164
貸倒引当金	△ 27
資産合計	**236,327**

科 目	第85期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**67,413**
支払手形及び買掛金	27,324
電子記録債務	15,844
短期借入金	6,244
1年内返済予定の長期借入金	2,552
未払法人税等	4,272
未払消費税等	1,753
賞与引当金	4,419
その他	5,001
固定負債	**33,416**
社債	10,000
長期借入金	3,343
退職給付に係る負債	15,573
繰延税金負債	408
その他	4,092
負債合計	**100,830**
純資産の部	
株主資本	**125,522**
資本金	18,670
資本剰余金	16,766
利益剰余金	92,528
自己株式	△ 2,442
その他の包括利益累計額	**8,759**
その他有価証券評価差額金	9,614
為替換算調整勘定	△ 23
退職給付に係る調整累計額	△ 831
非支配株主持分	**1,214**
純資産合計	**135,497**
負債純資産合計	**236,327**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（単位:百万円）

科目	第85期 2019年4月1日から2020年3月31日まで
売上高	**253,170**
売上原価	171,422
売上総利益	**81,748**
販売費及び一般管理費	68,357
営業利益	**13,391**
営業外収益	1,972
受取利息	30
受取配当金	893
持分法による投資利益	360
その他	688
営業外費用	650
支払利息	163
為替差損	115
固定資産除売却損	95
支払手数料	123
その他	152
経常利益	**14,712**
特別利益	456
固定資産売却益	276
投資有価証券売却益	180
特別損失	685
減損損失	205
投資有価証券評価損	310
子会社清算損	167
ゴルフ会員権評価損	1
税金等調整前当期純利益	**14,483**
法人税、住民税及び事業税	5,278
法人税等調整額	△ 677
当期純利益	**9,882**
非支配株主に帰属する当期純利益	31
親会社株主に帰属する当期純利益	**9,851**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,670	16,766	86,137	△ 2,436	119,138
会計方針の変更による累積的影響額			△ 150		△ 150
会計方針の変更を反映した当期首残高	18,670	16,766	85,986	△ 2,436	118,987
当期変動額					
剰余金の配当			△ 3,309		△ 3,309
親会社株主に帰属する当期純利益			9,851		9,851
自己株式の取得				△ 6	△ 6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,541	△ 6	6,535
当期末残高	18,670	16,766	92,528	△ 2,442	125,522

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,785	71	△ 1,061	10,795	470	130,403
会計方針の変更による累積的影響額						△ 150
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,785	71	△ 1,061	10,795	470	130,253
当期変動額						
剰余金の配当						△ 3,309
親会社株主に帰属する当期純利益						9,851
自己株式の取得						△ 6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 2,171	△ 95	230	△ 2,035	744	△ 1,291
当期変動額合計	△ 2,171	△ 95	230	△ 2,035	744	5,243
当期末残高	9,614	△ 23	△ 831	8,759	1,214	135,497

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

（単位:百万円）

科目	第85期 2020年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**103,826**
現金及び預金	18,555
受取手形	8,427
売掛金	58,927
有価証券	510
商品及び製品	10,885
仕掛品	951
原材料及び貯蔵品	3,738
前払費用	643
その他	1,193
貸倒引当金	△ 7
固定資産	**109,486**
有形固定資産	**48,977**
建物	12,591
構築物	702
機械及び装置	7,852
車両運搬具	90
工具、器具及び備品	2,079
土地	25,253
建設仮勘定	406
無形固定資産	**3,723**
特許権	5
借地権	560
ソフトウェア	3,053
その他	104
投資その他の資産	**56,785**
投資有価証券	37,521
関係会社株式	11,846
関係会社長期貸付金	2,240
破産更生債権等	27
前払年金費用	765
敷金	4,565
その他	950
貸倒引当金	△ 1,132
資産合計	**213,312**

科目	第85期 2020年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**61,384**
支払手形	4,089
電子記録債務	15,844
買掛金	21,268
短期借入金	5,200
関係会社短期借入金	100
1年内返済予定の長期借入金	2,150
リース債務	121
未払金	499
未払費用	2,160
未払法人税等	3,870
未払消費税等	1,468
前受金	568
預り金	176
賞与引当金	3,623
その他	242
固定負債	**29,476**
社債	10,000
長期借入金	2,800
リース債務	396
退職給付引当金	11,928
関係会社事業損失引当金	32
長期預り金	2,693
繰延税金負債	1,279
その他	346
負債合計	**90,861**
純資産の部	
株主資本	**113,127**
資本金	**18,670**
資本剰余金	**16,759**
資本準備金	16,759
利益剰余金	**80,036**
利益準備金	1,874
その他利益剰余金	78,162
圧縮記帳積立金	4,436
別途積立金	4,180
繰越利益剰余金	69,545
自己株式	**△ 2,338**
評価・換算差額等	**9,323**
その他有価証券評価差額金	**9,323**
純資産合計	**122,451**
負債純資産合計	**213,312**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位:百万円)

科目	第85期 2019年4月1日から2020年3月31日まで
売上高	**228,392**
売上原価	154,182
売上総利益	**74,209**
販売費及び一般管理費	62,453
営業利益	**11,755**
営業外収益	2,393
受取利息	34
受取配当金	1,682
その他	676
営業外費用	716
支払利息	105
社債利息	16
固定資産除売却損	79
関係会社貸倒引当金繰入額	208
為替差損	71
支払手数料	123
その他	111
経常利益	**13,433**
特別利益	180
投資有価証券売却益	180
特別損失	362
投資有価証券評価損	310
関係会社株式評価損	50
ゴルフ会員権評価損	1
税引前当期純利益	**13,251**
法人税、住民税及び事業税	4,629
法人税等調整額	△ 629
当期純利益	**9,251**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,476	4,180	63,564	74,095
当期変動額								
剰余金の配当							△ 3,309	△ 3,309
圧縮記帳積立金の取崩					△ 40		40	—
当期純利益							9,251	9,251
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△ 40	—	5,981	5,941
当期末残高	18,670	16,759	16,759	1,874	4,436	4,180	69,545	80,036

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△ 2,338	107,187	11,297	11,297	118,484
当期変動額					
剰余金の配当		△ 3,309			△ 3,309
圧縮記帳積立金の取崩		—			—
当期純利益		9,251			9,251
自己株式の取得	△ 0	△ 0			△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△ 1,973	△ 1,973	△ 1,973
当期変動額合計	△ 0	5,940	△ 1,973	△ 1,973	3,967
当期末残高	△ 2,338	113,127	9,323	9,323	122,451

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社オカムラ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　横浜事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　園　田　博　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　戸　塚　俊一郎　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オカムラの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オカムラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社オカムラ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
　横浜事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　園　田　博　之　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　戸　塚　俊一郎　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オカムラの2019年4月1日から2020年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社　オカムラ 監査役会

常勤監査役　荒　谷　克　典　㊞

常勤監査役　岩　田　寿　一　㊞

社外監査役　鈴　木　祐　一　㊞

社外監査役　岸　上　恵　子　㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

第85回株主総会会場ご案内図

日　時

2020年
6月26日(金曜日)
午前10時

会　場

横浜市西区北幸一丁目11番３号

ホテル横浜
キャメロットジャパン
５階　「ジュビリー」

電話045-312-2111

交　通

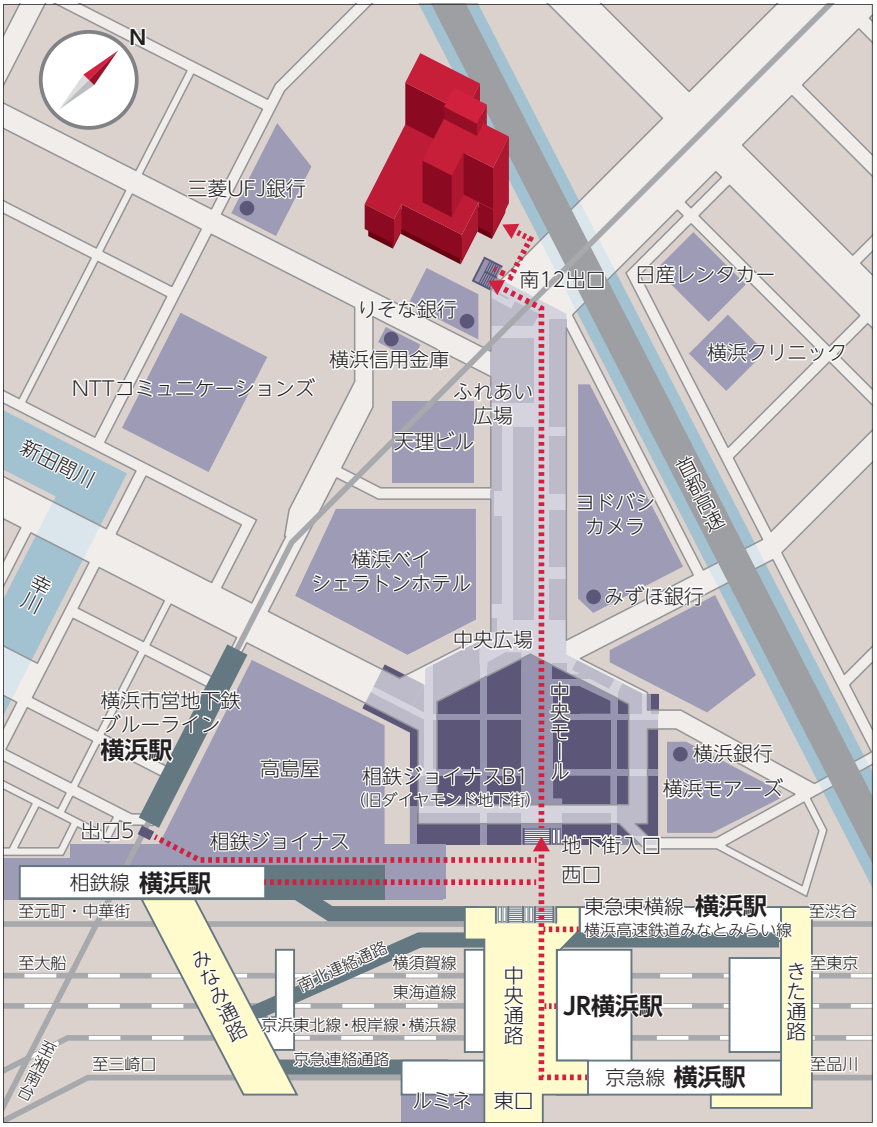
JR・横浜市営地下鉄・私鉄各線

「横浜駅」徒歩5分

横浜駅西口相鉄ジョイナスB1
(旧ダイヤモンド地下街)
南12番出口直結

※ホテル横浜キャメロットジャパンへは横浜駅西口相鉄ジョイナスB1(旧ダイヤモンド地下街)を経由してお越しになると便利です。

駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



株式会社オカムラ

https://www.okamura.co.jp/

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915
www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。